

4. 特定都市河川の指定 に向けた検討状況

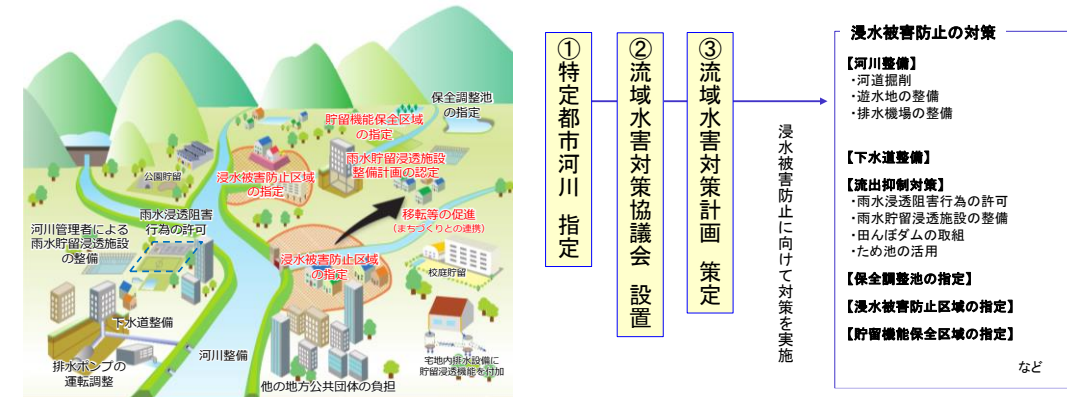
**淀川河川事務所・大阪府・高槻市
・京都府・京都市**

指定河川：一級水系淀川水系芥川等
(支川：女瀬川、真如寺川、東山川、西山川、田能川を含む)
指定者：国土交通大臣
関係府市：大阪府、高槻市、京都府、京都市
令和7年度中に特定都市河川指定に向け検討中。

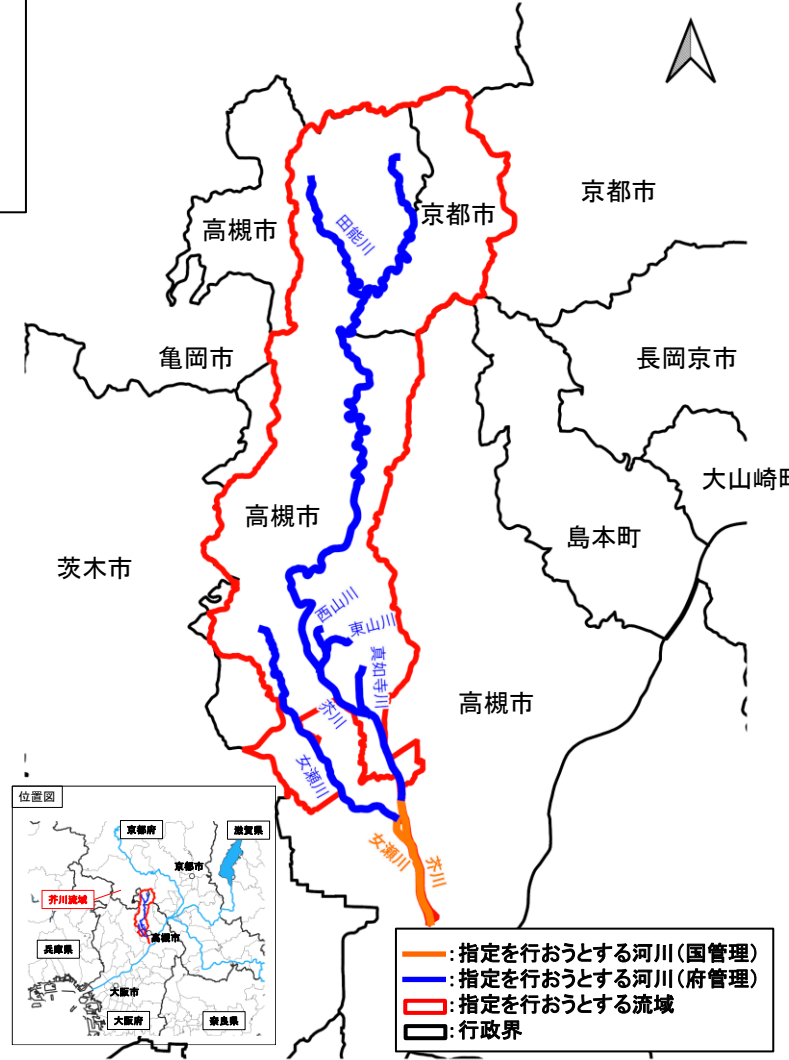
①特定都市河川浸水被害対策法
・都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定。
・全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正。

②雨水浸透阻害行為の許可
田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付け。
対象：公共・民間による1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為

③特定都市河川指定から対策実施までの流れ
特定都市河川指定後、流域の関係者で構成する「流域水害対策協議会」を設置し、浸水被害防止の対策等をまとめた「流域水害対策計画」を策定



芥川特定都市河川流域



【特定都市河川の指定を検討している河川の状況】

No	水系名	河川種別	代表河川名	予定指定河川数	予定流域市町村数	指定者	特定都市河川指定予定時期	流域水害対策計画策定予定時期
	芥川	一級	芥川	6	2	大臣	R7年度中	検討中

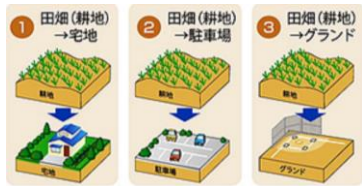
特定都市河川の指定に向けた検討状況

高槻市

■ 雨水浸透阻害行為の審査

(法第30条関係)

流域内の宅地等※¹以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が染み込みにくくなる行為）には、中核市等の長の許可が必要となる。



雨水浸透阻害行為の例

【主な検討・調整事項】

- 事務量の把握
・事務内容や審査対象件数の確認
- 審査体制の検討
- 手引き・申請書等様式作成

■ 条例制定・改正

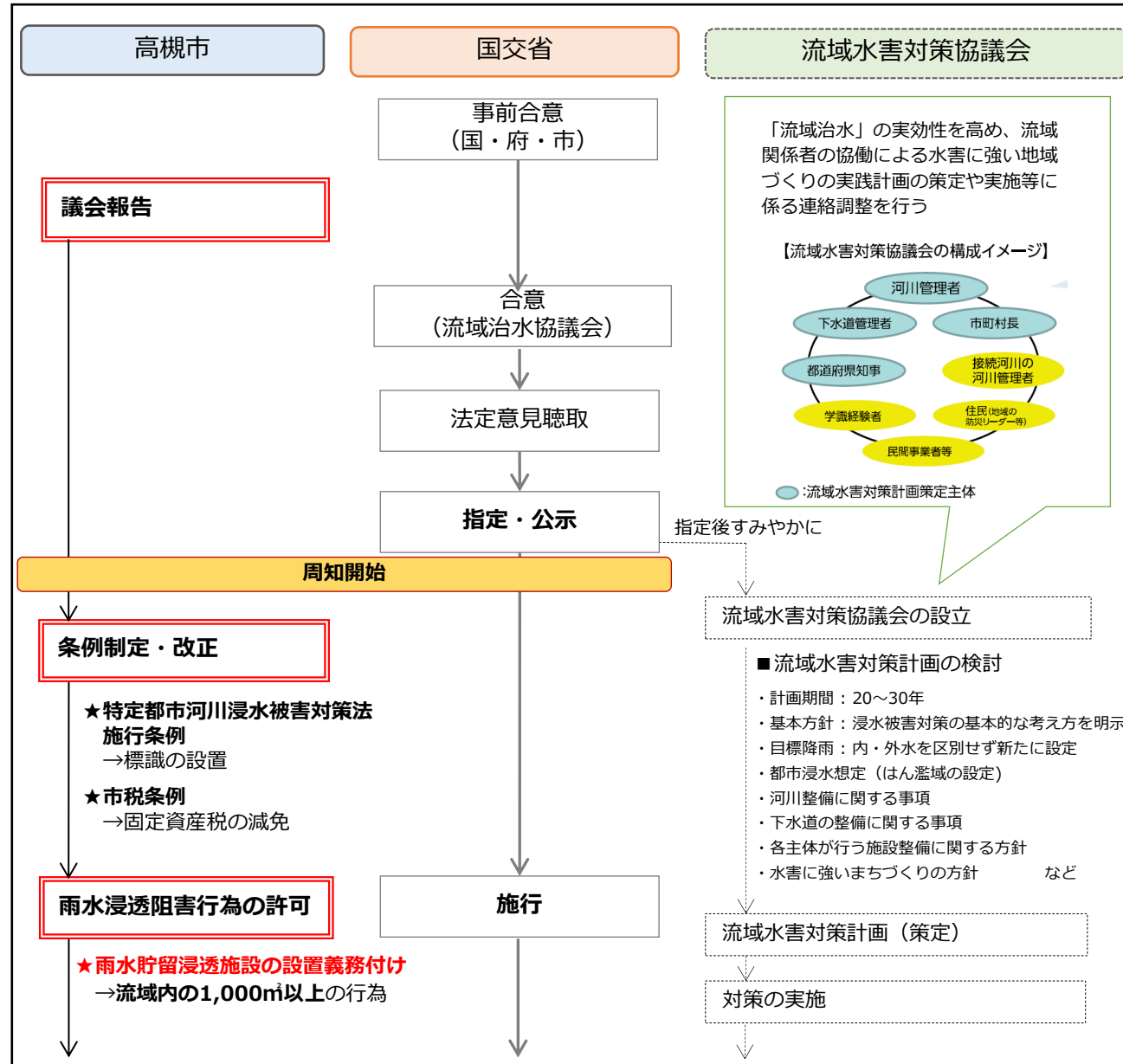
- 標識の設置
(法第38条、法第45条、法第54条関係)
- 固定資産税の減免
(地方税法付則、地方税法施行規則)

【主な検討・調整事項】

- 制度内容の確認
- 関係課協議（法務、税制関係部署）

■ 周知

＜方法＞ 市広報誌、HP、窓口配架
＜チラシの作成＞ 国交省に依頼



特定都市河川の指定に伴う手続きのながれ